



精 華 町

概要版

水道ビジョン(案)

～人を育み 未来につなぐ精華町の水～



令和 年 月

京都府精華町上下水道部

1. 策定の趣旨

1.1 策定の目的

精華町の水道は、京都府下 15 市 10 町 1 村の中でも比較的長い歴史を持っており、昭和 34 年(1959 年)11 月に創設認可され、昭和 36 年(1961 年)7 月給水を開始し、以後数次の拡張事業を重ね、現在に至っています。

本町水道事業の特徴として、町域の西部と南部はなだらかな丘陵地、東部には平坦な農地が広がり、東端には木津川が南から北へ流れており、起伏が少ない地形のため、配水の過程では円滑に供給しています。さらに、水道需要の状況では、本町の人口は学研都市建設の進展による影響などから近年人口増加が続いてきましたが、少子高齢化とバブル崩壊後の経済停滞のため人口構造の変化により高齢者人口が急速に増加する傾向にあります。

こういう状況のもとで北稻浄水場、柘榴浄水場、旭浄水場の自己水と「京都府水道用水供給事業（以下「府営水道」という。）」を有効利用し、効率的な施設利用と合理的な事業の運営をはかり、地域住民に清浄にして良質な水を供給しています。

この現状を踏まえ、今後の水道事業について

- ① 施設整備計画(水源の安定性、水質の安全性、施設の機能性、災害対策)
- ② 浄水・配水整備計画(安全・安定給水、老朽管布設替)
- ③ 管網整備(幹線管網、ループ化)
- ④ 施設耐震化計画(耐震診断、老朽度診断、管路被害の想定、耐震化補強、緊急時危機管理)
- ⑤ 財政計画
- ⑥ 維持管理計画(維持管理方法：第三者委託導入検討)

などの基本方針を策定した適正な整備計画の必要性が生じています。

近年の水道事業を取り巻く環境は、景気の低迷、人口減少、節水意識の浸透などにより水需要の伸びが低くなるとともに、事業形態においても「建設の時代」から「維持管理の時代」に変遷してきています。

一方、厚生労働省水道課によって平成 25 年(2013 年)4 月、国の「新水道ビジョン」が作成され、水道事業体の「水道ビジョン」の策定を奨励されました。また、総務省より公営企業の不断の経営健全化のため「経営戦略」の策定を要請されているところです。

以上のことから、ここに将来の水道事業のあり方を明らかにするために「精華町水道ビジョン（経営戦略を含む）」を策定するものです。



写真 1-1 精華町上下水道部の正面玄関

1.2 目標年次と施策

「精華町水道ビジョン」では、現状を把握・分析し課題を抽出することによって、今後の目指すべき方向として基本方針を決め、今世紀半ばを見通した精華町水道事業の将来像を示しつつ、令和13年度(2031年度)を目標年次とし、前期（最初の3年間）・中期（中間の3年間）・後期（最後の4年間）とに分けて、全体で10年間の基本施策を定めます。

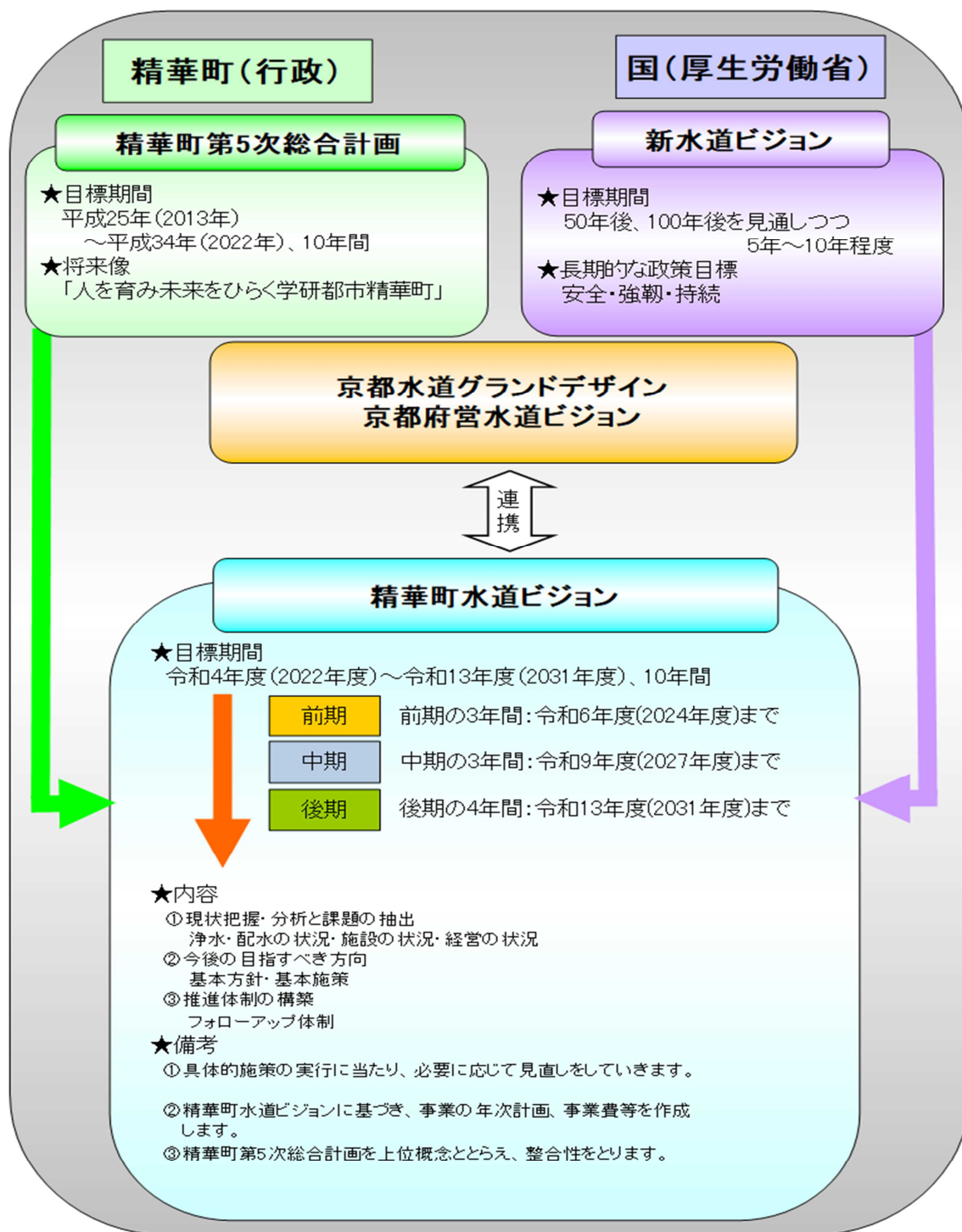


図 1-1 精華町における水道ビジョン策定の概念図

2. 水道事業の概要

2.1 府営水道の概要

	京都府水道用水供給事業			
条 例 上 の 名 称	京都府営水道			
事 業 認 可 年 月 日	事業経営認可 昭和62年3月31日 変更認可 平成 3年3月30日(宇治浄水場高度浄水処理施設の導入) 変更認可 平成 3年8月 1日(乙訓浄水場取水位置の変更)			
浄 水 場 の 名 称	宇治浄水場	木津浄水場	乙訓浄水場	合計
浄 水 場 の 所 在 地	宇治市宇治下居	木津川市吐師医王寺	京都市西京区御陵	-
計 画 取 水 量	1.2m ³ /秒	0.9m ³ /秒	0.86m ³ /秒	2.96m ³ /秒
水 源 の 種 類	ダム湖水(天ヶ瀬ダム) (宇治川)	表流水 (木津川)	表流水 {桂川(保津川)}	-
計画一日最大給水量 [現 状]	96,000m ³ /日 [72,000]	72,000m ³ /日 [48,000]	68,800m ³ /日 [46,000]	236,800m ³ /日 [166,000]
給 水 対 象 団 体 (給水開始年月)	城陽市 (昭和39年12月) 木津川市(昭和52年10月) 向日市 (平成12年10月) 宇治市 (昭和40年 6月) (旧木津町域) 長岡京市 (平成12年10月) 久御山町(昭和43年 4月) 京田辺市(昭和53年 7月) 大山崎町 (平成12年10月) 八幡市 (昭和43年 7月) 精華町 (昭和63年 7月)			10市町
事 業 の 内 容	浄 水 場 の 整 備	宇治浄水場の高度浄水処理施設(平成8年度完了)		
		乙訓浄水場の新設46,000m ³ /日(平成12年度完了)		
		木津浄水場の第1期拡張24,000→48,000m ³ /日(平成16年度完了)		
	浄 水 場 間 の 接 続 (連 絡 管 の 整 備)	宇治浄水場と木津浄水場の送水管接続(平成4年度完了)		
		乙訓浄水場と宇治・木津浄水場の送水管接続(平成21年度概成)		

(出典：京都府水道ビジョン、京都府文化環境部公営企画課、平成25年3月)

2.2 精華町の上水道事業の概要（令和2年度）

事業名	精華町水道事業					備考
事業数	1 事業					
浄水場	北稲浄水場 (自己水)	柘榴浄水場 (自己水)	旭浄水場 (自己水)	木津浄水場 (府営水)		
水源 原水の種別	北稲水源 井戸水 (深層地下水)	柘榴水源 井戸水 (深層地下水)	旭水源 井戸水 (深層地下水)	淀川水系木津川表流水		
				祝園受水場	植田受水場	
施設能力	5, 400 m ³ /日	500 m ³ /日	48 m ³ /日	4, 550 m ³ /日	11, 250 m ³ /日	
	5, 948 m ³ /日			15, 800 m ³ /日		
	21, 748 m ³ /日					
現在 1 日	5, 950 m ³ /日			6, 809 m ³ /日		
最大配水量	12, 759 m ³ /日 (令和 2 年度末)					
計画 給水人口	40, 400 人 (平成 26 年 3 月 31 日認可)					
現在 給水人口	36, 940 人 (令和 2 年度末)					
給水 対象区域	精華町全域 (専用水道給水区域 (陸上自衛隊祝園分屯地を除く))					
処理方法	塩素消毒のみ	急速ろ過+塩素消毒	急速ろ過+塩素消毒	凝集沈殿+急速ろ過+塩素消毒		
給水・受水 年月	昭和 36 年 (1961 年) 7 月給水開始		昭和 55 年 (1980 年) 4 月給水開始	昭和 63 年 (1988 年) 7 月受水開始		

3. 水道事業の現況

水道は、住民が快適で衛生的な生活を営むために欠かせないものです。本町水道事業では、安全な水づくりのために、水道水の水質管理、管路の点検などの業務を行っています。本町水道事業の概要（令和2年度末現在）は、次のとおりです。

＜人口＞

1. 行政区域内人口 : 37,024人(外国人を含む)
2. 給水区域内人口 : 37,024人
3. 計画給水区域内人口 : 40,400人
4. 現在給水人口 : 36,940人

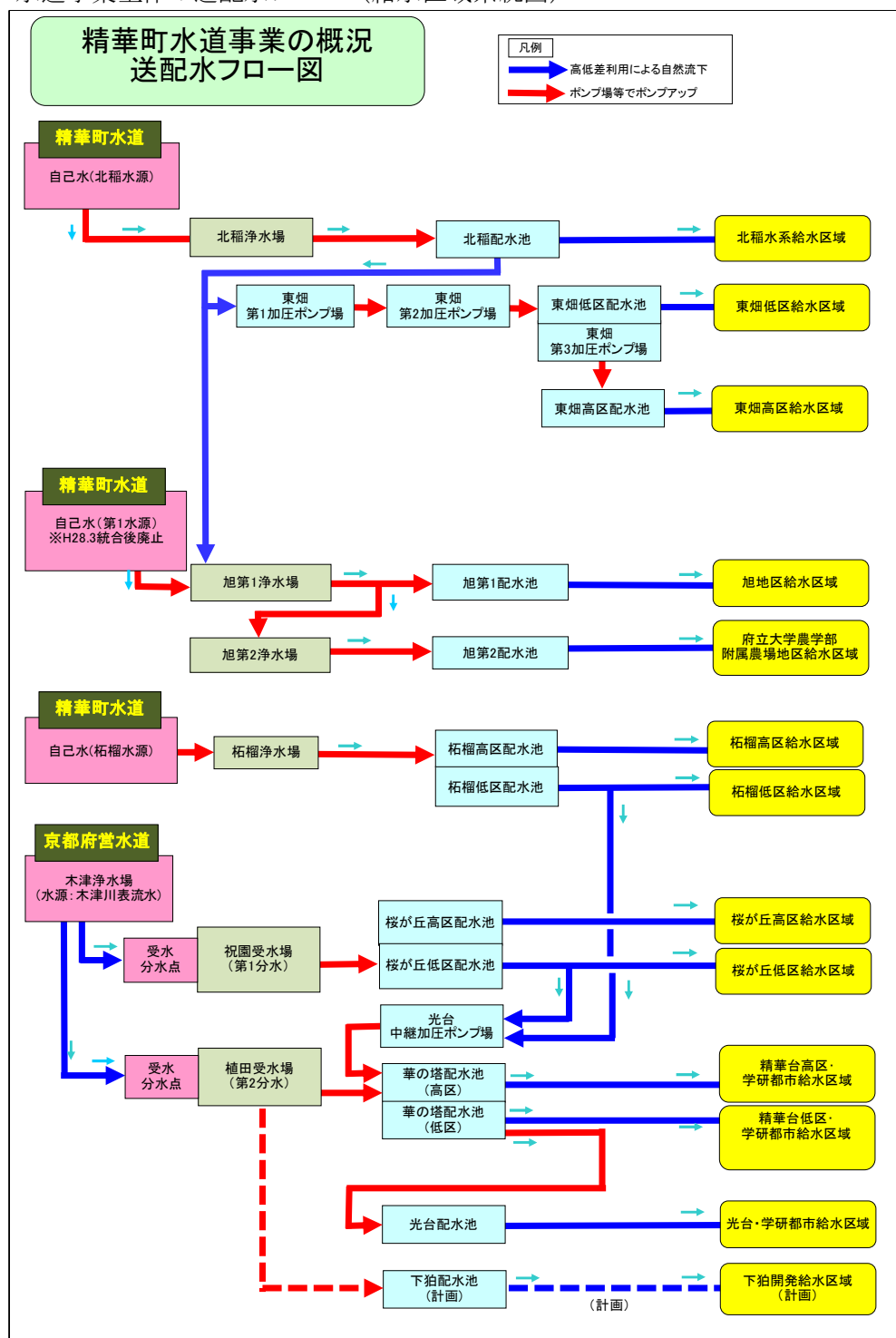
＜給水普及率＞

99.77%（現在給水人口／給水区域内人口×100）

3.1 主要施設

本町水道事業は、本町が経営する精華町水道（自己水）と京都府が経営する水道用水供給事業での府営水道との二元給水方式をとっており、水融通ができるように備えています。また、統合した簡易水道事業の旭簡易水道事業（自己水）を含めて、水道事業全体の送配水フロー（給水区域系統図）は、図 3-1 のとおりです。

図 3-1 水道事業全体の送配水フロー（給水区域系統図）



3.2 水道料金体系

本町の水道料金体系は、適時見直しをしており、基本料金と従量制の水道料金制を採用しています。これは、使用水量が多くなるに従い、高くなる料金体系となっています。

料金の算定は、口径13mm、20mmでは基本水量10m³以下は基本料金（10m³含）のみですが、基本水量10m³を超えるときは、超過水量に対して従量料金を加算します。口径25mm以上では、基本水量はなく1m³から従量料金が必要です。この料金体系は多くの水道事業体が採用し、使用量が増加するほど高くなるように原価を配賦する料金体系となっています。なお、本町の水道事業における現行の水道使用料金は、表3-1のとおりです。

（注：1円未満の端数は切り捨てとなります。）

表 3-1 水道事業における現行の水道使用料金表

基本料金			従量料金(1m ³ につき(円))								
口径	基本水量	基本料金									
13mm	10m ³	715 円	11m ³ ～30m ³ まで 120 円	31m ³ ～ 100m ³ まで 145 円	101m ³ ～ 1,000m ³ まで 180 円	1,001m ³ ～ 3,000m ³ まで 215 円	3,001m ³ 以上 260 円				
20mm		829 円									
25mm	—	1,690 円	1m ³ ～30m ³ まで 120 円								
30mm		2,540 円									
40mm		4,030 円									
50mm		6,480 円									
75mm		8,970 円									
100mm		15,620 円									
100mm 超	町長が定める額										
臨時用		3,000 円	1m ³ 以上 500 円								

※1 上記料金には、消費税など相当額は含んでおりません。

※2 水道料金は、基本料金と従量料金との合計額です。

※3 基本料金：使用水量にかかわらず支払っていただく料金です。

※4 従量料金：使用水量に応じて支払っていただく料金です。

出典：精華町水道事業給水条例(昭和 63 年条例第 13 号)

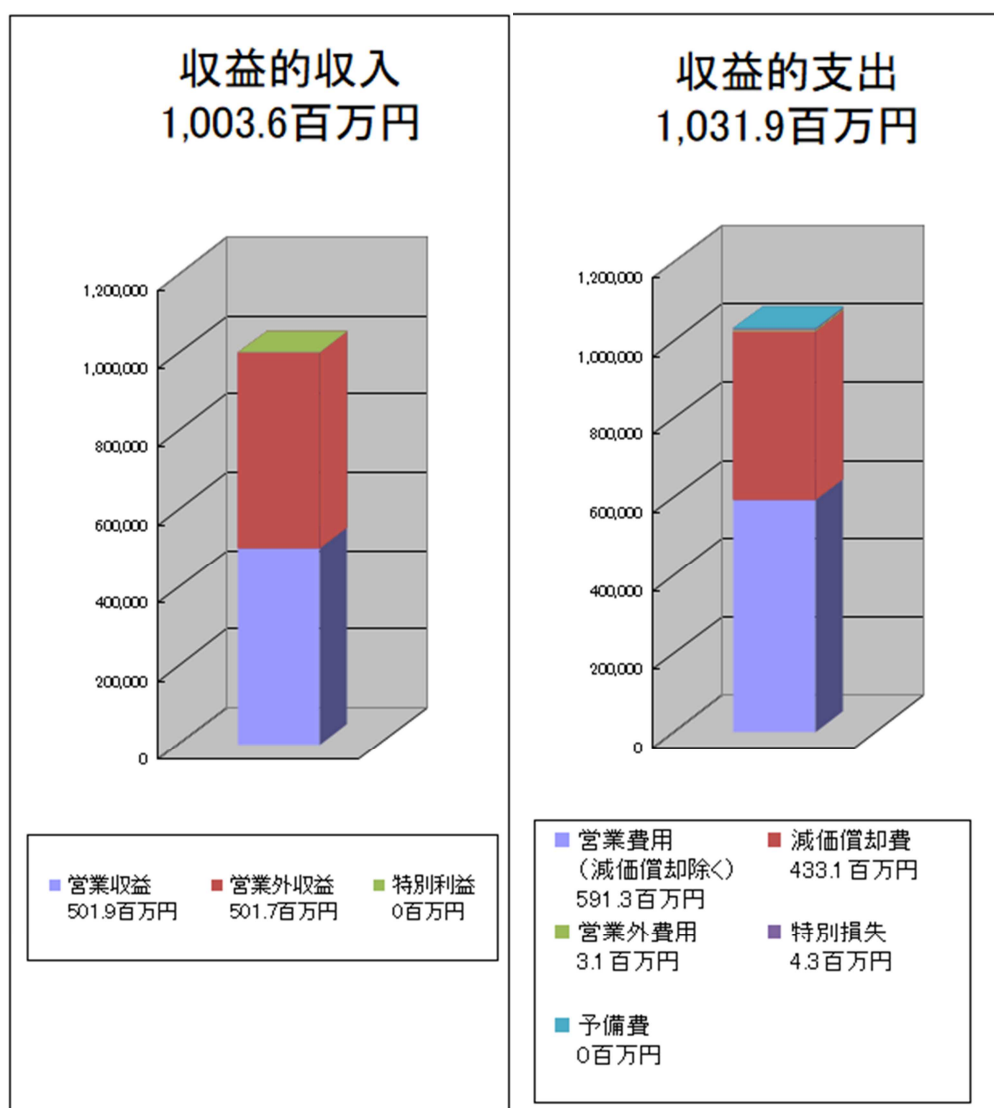
水道料金については、上下水道事業審議会において検針の隔月実施など経費削減を実施し、基金に頼らないよう段階的に引き上げることが望ましいと答申されています。

3.3 水道事業の財政状況

令和2年度(2020年度)における本町水道事業の収益的収支及び資本的収支の総括的概況を図3-2及び図3-3に示します。

【収益的収支】

収益的収入は1,003.6百万円であり、一方、収益的支出は1,031.9百万円です(図3-2)。その差額は、純損失28.3百万円です。なお、グラフそのものの単位は千円です。

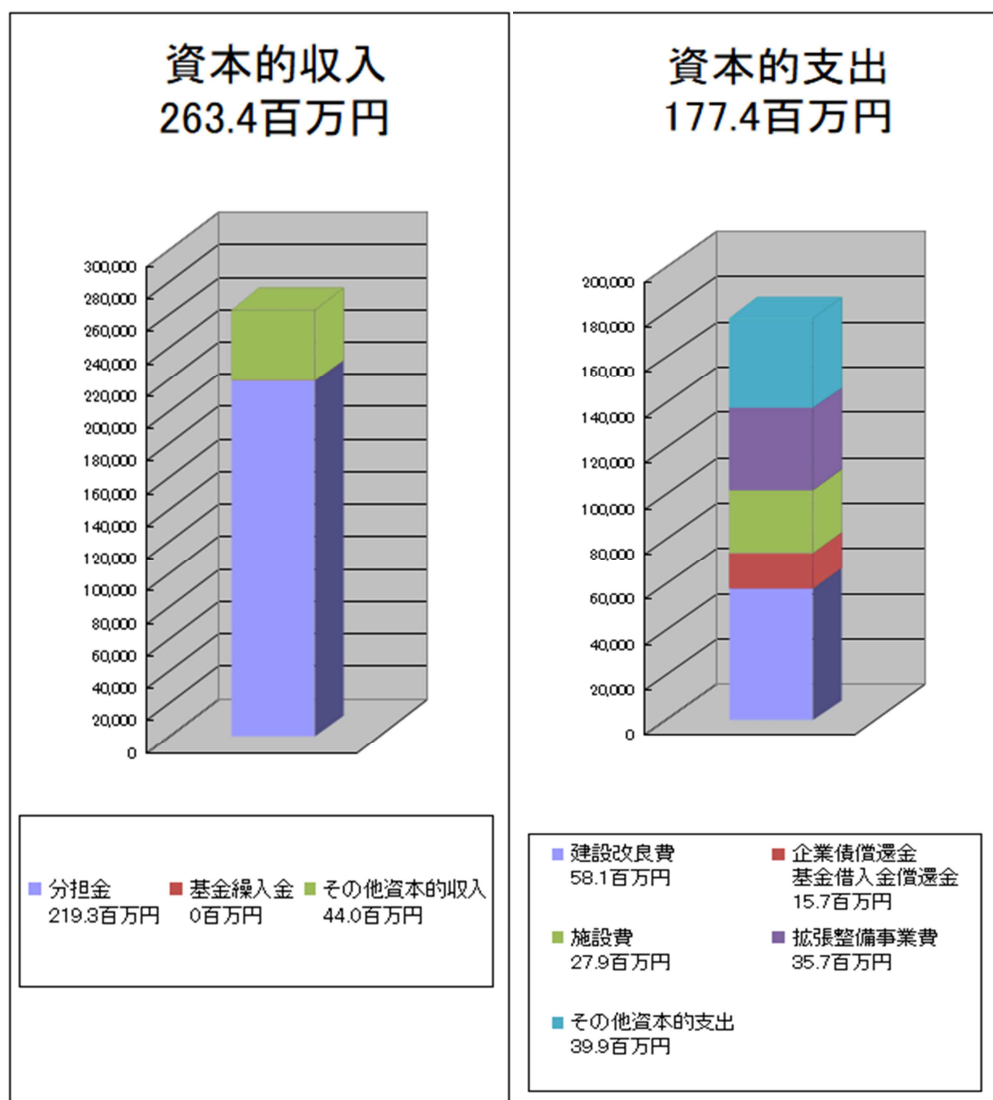


収益的収入 1,003.6 百万円－収益的支出 1,031.9 百万円＝純損失 28.3 百万円

図3-2 令和2年度(2020年度)における収益的収支(税抜き)

【資本的収支】

資本的収入は 263.4 百万円であり、一方、資本的支出は 177.4 百万円です（図 3-3）。その差額は、86.0 百万円の黒字です。なお、グラフそのものの単位は千円です。



資本的収入 263.4 百万円－資本的支出 177.4 百万円＝利益 86.0 百万円

図 3-3 令和 2 年度 (2020 年度) における資本的収支 (税抜き)

水道の財政状況について、令和 2 年度の収益的収支は赤字です、主な要因は財政調整基金繰入金の減額や特別利益の皆減であると考えられます。

今後の財政状況の改善及び災害対策、老朽施設の修繕、更新など、水道事業を安定的に進めて行くため、効率的な水道事業運営を進めるとともに適切な水道料金価格により、その財源を確保することが必要です。

3.4 経営分析

水道事業についての経営分析は、表 3-2 のとおりです。

表 3-2 水道事業における経営分析一覧表

		精華町			類似団体 平均 ^{注 5)}	全国平均 ^{注 1)}
年 度		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和元年度	令和元年度
行政区域内人口	人	37, 427	37, 248	37, 024	45, 575	92, 531
現在給水人口 ^{注 2)} (年度末現在)	人	37, 339	37, 163	36, 940	39, 405	90, 127
1. 事業の概況						
普及率 ^{注 3)}	%	99. 8	99. 8	99. 8	88. 7	93. 7
1 日平均有収水量	L	287	288	296	302	295
2. 施設の効率性						
施設利用率	%	66.6	65. 3	67. 4	59.7	60.0
有収率	%	95.3	97. 1	96. 0	84.6	89.8
3. 経営の効率性						
総収支比率	%	86.7	98. 5	97. 3	109.0	112.0
経常収支比率	%	100.1	99. 8	97. 3	109.0	112.0
累積欠損金比率	%	—	—	—	—	—
職員 1 人あたり給水人口	人	2,489	2, 478	2, 463	3,722	3,674
職員 1 人あたり営業収益	千円	34,514	34, 737	33, 457	72,795	72,535
1ヵ月 10m ³ あたり家庭用料金 ^{注 4)}	円	772	772	786	1,532	1,581
4. 財務の状況						
自己資本構成比率	%	87.4	88. 3	89. 0	70.0	72.0
固定資産対長期資本比率	%	86.5	85. 1	83. 7	89.8	92.3

注 1. 全国平均での行政区域内人口 (127, 138 千人、1, 374 事業体)・現在給水人口 (123, 835 千人、1, 374 事業体)は、令和元年度末における住民基本台帳人口を使用し算出。

注 2. 本町における現在給水人口は、水道事業。

注 3. 本町における普及率＝現在給水人口／給水区域内人口×100

注 4. 各年度 4 月の料金、13 mm、税込

注 5. 類似団体 (3 万人以上 5 万人未満)、末端給水事業 199 (行政区域内人口計 9, 069, 353 人、現在給水人口計 7, 841, 672 人)。ただし、用水供給事業、簡易水道事業及び建設中 (未稼働) の事業を除く。

出典：令和元年度地方公営企業年鑑

3.5 経営診断のまとめ

令和2年度における本町の水道事業の経営指標については、次のとおりです。

① 収益性

<現況>

総収支比率、経常収支比率及び営業収支比率についてはいずれも全国平均、類似団体平均と比較して低い数値を示しています。

<分析と課題>

水道事業全般において、今後耐震化、更新などの整備が急務であり、その対応が必要です。経営健全化に向けて効率的な整備計画を検討し、併せて収益の改善に注力しなければなりません。

② 財務比率

<現況>

流動比率、自己資本構成比率についてはいずれの比率も全国平均、類似団体と比べて良好であるといえます。

<分析と課題>

今後、耐震化対策を講じるなど財務体質のバランスをとって健全経営を目指す必要があります。

③ 施設効率

<現況>

本町の水道事業における施設利用率は類似団体、全国平均より少し高いですがまだ余裕があります。これは、開発見込みで配水能力を決定しているためで、今後の開発によりもう少し高くなることが予想されます。施設最大稼働率も、類似団体、全国平均と比較して少し高いですが余裕があり、施設利用率の項目で示したものと同様の事情があり、効率化などについて今後の検討課題です。本町の水道事業における負荷率は、類似団体よりも高く、全国平均と同程度というものです。また、有収率は類似団体、全国平均より高く良好です。

平成30年度の施設最大稼働率が高いのと、負荷率が低いのは同年6月に発生した大阪北部地震の影響により赤水が発生したことにより、洗管作業のために大量の水を放流したことによるためです。

<分析と課題>

本町は府営水と自己水の二元給水方式を採用して「安定給水」を確保していますが、施設最大稼働率、負荷率については、今後、水需要のバランスをとり、施設効率をもう少し良くすることを目指す必要があります。

有収率については、全国平均などと比べて、良好です。水道事業の健全経営にも影響することから、有収率維持向上の対策は引き続き、最重要課題の一つとなっています。

④ 料金に関する項目

<現況>

給水原価については、本町は 195.2 円/m³ であり、類似団体の 173.7 円/m³、全国平均の 168.4 円/m³ と比較して高いです。

供給単価については、本町は 114.8 円/m³ であり、類似団体の 171.5 円/m³、全国平均の 173.8 円/m³ と比較して安いです。

料金回収率については、本町は 58.8% であり、類似団体の 98.8%、全国平均の 103.2% と比較して低いです。

<分析と課題>

給水原価と比べて供給単価が低いのは、独立採算性の観点から課題があります。今後、将来の人口減少や節水意識の向上などを考慮する中で、経営努力や料金改定などを検討し、経営の持続する体制を確立していく必要があります。

⑤ 全般

<現況>

水道事業経営について、既述のとおり、重要な課題が多くあります。

<分析と課題>

将来にわたって、健全な水道事業の経営を継続していくためにも、計画的に適切な投資を行う必要があります。一般家庭や事業者などの水道使用者に対して、「安全」、「強靱」、「持続」をキーワードとして、安心して飲める安全な水の持続的供給を目指して自立できる水道事業経営を行っていかなければなりません。

4. 将来予測

4.1 1人1日配水量の実績及び推計

本町における水道事業の1人1日平均配水量は、過去の実績値には各年度によりばらつきがあるものの、将来の推計では節水意識の定着や水道施設の漏水防止策などの推進により、わずかに微減傾向で推移すると推定されます。

1人1日最大配水量は、水需要変動リスクを考慮して負荷率の最低値で推計しています。

表4-1は本町における水道事業全体での1人1日配水量の実績と推計結果です。

表 4-1 水道事業での1人1日配水量の実績と推計結果

年度	1人1日平均配水量 (L/人・日)	1人1日最大配水量 (L/人・日)	備考
H22	300	356	実績値
H23	294	344	
H24	296	355	
H25	292	339	
H26	294	334	
H27	292	399	
H28	296	337	
H29	297	334	
H30	301	388	
R元	297	329	
R2	308	345	
R3	296	406	推計値
R4	296	405	
R5	296	405	
R6	295	403	
R7	295	403	
R8	294	403	
R9	295	404	
R10	295	404	
R11	294	402	
R12	294	402	
R13	294	403	
R14	295	404	

参考までに、令和元年度(2019年)における本町での水道事業と近隣市町水道事業体(上水道事業のみ)との比較を示します(表4-2)。本町における水道事業全体の1人1日最大配水量及び1人1日平均有収水量は、近隣市町、類似団体及び全国平均の上水道事業の数値と比較してやや少ないことが分かります。ここでは、敢えて同年度ベースにより公開されているデータで比較しました。

表 4-2 水道事業における年間総配水量、1人1日最大配水量及び平均有収水量の比較

	R元 精華町	R元 久御山町	R元 京田辺市	R元 木津川市	R元 城陽市	R元 類似団体	R元 全国平均
年間総配水量 (千 m^3)	4,039	2,688	7,841	8,398	7,870	-	-
1日最大配水量 (m^3 /日)	12,215	9,032	23,417	25,060	24,394	-	-
1人1日最大配水量 (L/人・日)	329	570	335	320	322	421	481
1人1日平均有収水量 (L/人・日)	288	451	295	269	275	302	295
年間総有収水量 (千 m^3)	3,920	2,615	7,543	7,720	7,622	-	-

4.2 配水量の推計

配水量は用途別水量（生活用水、業務営業用水、工場用水、その他）及び有収率、有効率、負荷率に分けてそれぞれ推計しました。

なお、水道事業における1日最大配水量及び1日平均配水量の推計結果は、表4-3のとおりです。今後生活用水は節水意識の向上などにより若干の減少となっています。

表 4-3 水道事業における 1 日最大配水量及び 1 日平均配水量の推計

年度	水道事業全体	
	1日最大配水量 (m ³ /日)	1日平均配水量 (m ³ /日)
H22	13,092	11,020
H23	12,687	10,834
H24	13,141	10,932
H25	12,681	10,878
H26	12,527	11,019
H27	14,965	10,924
H28	12,645	11,133
H29	12,459	11,111
H30	14,505	11,249
R元	12,215	11,035
R2	12,759	11,391
R3	14,912	10,886
R4	14,831	10,826
R5	14,750	10,767
R6	14,618	10,671
R7	14,512	10,594
R8	14,463	10,558
R9	14,393	10,507
R10	14,318	10,452
R11	14,192	10,360
R12	14,130	10,315
R13	14,052	10,258
R14	13,986	10,210

5. 今後の目指すべき方向

5.1 基本理念

「人を育み 未来につなぐ精華町の水」

精華町第5次総合計画ではまちの将来像を「人を育み未来をひらく学研都市精華町」と設定されており、精華町水道ビジョンにおいては「人を育み 未来につなぐ精華町の水」をテーマに将来にわたって良質な水道水の安定供給を目指すことを指標といたしました。

これまで長年にわたり、安全でおいしい水道水を安定的に供給する体制を築き上げてきました。次世代への継承としまして、これまでのように快適な生活環境を持続していくためには、水道事業の安定経営が必要です。

更新時期を迎えようとしている水道施設については、より耐震性に優れた施設を整備し、施設の効率化、災害対策、漏水防止などを図り、総合的な水道施設改善に取り組む必要があります。

近年、地球温暖化などで身近なテーマになっている地球環境に配慮し、持続可能な社会の実現のために水道事業は健全な水循環を保全する責務があり、省エネルギー対策や地球温暖化対策などについても積極的に貢献していかなければなりません。

本町水道としては、国の新水道ビジョンのキーワードである「安全」、「強靱」、「持続」を勘案して、ビジョンのテーマである「人を育み 未来につなぐ精華町の水」をもって将来につながる事業運営を行っていきます。

<水道ビジョンの目標フレーム>

- 計画期間は、50年後、100年後を展望しつつ、令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)の10年間とします。その期間を、前期(3年)、中期(3年)、後期(4年)とします。
- 給水人口は、令和2年度(2020年度)の実績として36,940人ですが、令和13年度(2031年度)では約34,900人(34,870人)と予想されます。
- 1日最大配水量は、令和2年度(2020年度)の実績として12,759m³/日ですが、目標年度である令和13年度(2031年度)では14,100m³/日(14,052m³/日)と推計します。
- 将来の広域化も視野に入れた計画とします。

5.2 整備事業の年次計画

- 水道事業の安定経営を推進し、効率的に運営するためにふさわしい水道ビジョンを年次計画により策定します。

- 水道ビジョンの年次計画は、前期では令和4年度(2022年度)からの3年間、中期では令和7年度(2025年度)からの3年間、そして後期では令和10年度(2028年度)からの4年間とし、令和13年度(2031年度)までを分割し、優先順位を決め、財政計画に見合うように実施し、安定した給水の確保に努めます(表5-1)。

なお、年度毎に財政計画と整合性をとりながら見直しを行い、財源の効率的運用を図ります。

<前期：令和4年度(2022年度)～令和6年度(2024年度)の3年間>

- 京阪下狛開発整備事業

(送水管布設、植田受水場下狛用機電増設、下狛配水池、開発地内配水管布設)

<中期：令和7年度(2025年度)～令和9年度(2027年度)の3年間>

- 施設耐震化事業(一部)

- 水道施設整備事業

(東畑高区配水池、旭第1配水池)

<後期：令和10年度(2028年度)～令和13年度(2031年度)の4年間>

- 施設耐震化事業(一部)

備考：基幹管路耐震化事業は優先順位を考慮し、逐次整備を検討していきます。

表5-1 年次区分

年次	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
期区分	前期			中期			後期			
令和年度	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
西暦年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031

5.3 持続・健全経営を目指す水道

- 本町の水道料金体系は、口径別及び使用水量別方式を採用しています。
- 本町の料金回収率を段階的に 100%に近づけ、事業経営の健全化を目指します。

- ・ 料金原価の算定基礎としては、「日本水道協会の水道料金制度調査会答申」（平成 8 年(1996 年)8 月）において公表された総括原価方式を目指すこととしますが、ここで算入が認められている健全経営を確保するためのコスト（資産維持費）は、将来の施設更新費に充てる資金を料金コストにより内部留保する方向で検討します。
- ・ 水道料金体系は、用途別料金体系、口径別料金体系、その他の料金体系に大別することができ、各事業体において採用されている料金体系は、用途別 30.9%、口径別 58.2%、その他 10.9%となっています。なお、用途別料金体系が減少傾向であり、口径別料金体系が、増加傾向にあります。
- ・ 口径別料金体系において、基本料金は、基本水量を付さないものが 42.9%、基本水量付きが 57.1%であり、また、従量料金は、単一従量制が 19.5%、使用水量別方式である水量区分による段階別が 80.5%であります。
- ・ 口径別料金体系は、需要者が一度に使える水量が水道メータの口径の大きさによって左右されることから、水道メータの口径の大きさによって水道施設の準備に係る原価の一定額を基本料金として区分したり、従量料金を変えたりするものです。近年の傾向としては、料金が理論的に説明できる口径別料金体系を採用する事業体が増加しています。
- ・ 用途別料金体系において、基本料金には、基本水量を付している事業が 99.7%です。さらに、従量料金は、単一従量制を採っている事業が 51.3%、水量区分等による段階別が 48.7%となっています。
- ・ 用途別料金体系の最近の傾向としては、用途区分を従来のように家事用、官公署学校用、営業用、工場用、公衆浴場用等に細分せず、家事用と家事用以外との 2 区分にする、あるいはそれに公衆浴場用を加えて 3 区分にするなど、用途を 2～3 区分にする事業体が増えている状況です。
- ・ 見直しにおける最も重要な課題は、給水原価に対する供給単価の割合、つまり料金回収率が 100%を下回っていることであり、水道事業における独立採算性の観点から料金回収率を段階的に改善し 100%にすることです。

出典：「水道料金表」：日本水道協会 平成 31 年(2019 年)4 月 1 日現在による。

注) 下線があるものが本町の料金体系です。

6. 経営戦略

6.1 経営戦略とは

6.1.1 経営戦略の策定趣旨

水道事業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則に、本町では、「人を育み 未来につなぐ精華町の水」をテーマに、住民生活を支える重要なライフラインの一つとしてその役割を担っています。また、事業運営にあたっては安全で安心・良質な水道水を安定して供給できる事業体制整備が求められています。

本町では、厚生労働省の水道ビジョンを受けて事業を進めてまいりましたが、今回精華町水道ビジョンを策定する中で、総務省からの要請である「経営戦略」の策定推進についてを受けて、今後迎える人口減少や近年の節水器具の普及等による料金収入の減少、これまでに設置した施設の老朽化に伴う改築更新、施設の耐震化、資産規模の適正化などに対応できる「経営戦略」の策定を行うものです。

6.1.2 経営戦略の計画期間

総務省が示す「平成30年度 経営戦略策定・改定ガイドライン」における中長期的な基本計画である経営戦略は、企業の特長、経営状況等を踏まえて、計画期間は10年以上の合理的な期間を設定することが必要であるという考え方を基本に令和4年度(2022年度)から令和13年度(2031年度)の10年間とします。(水道ビジョンの計画期間と同様)

6.1.3 経営戦略策定の基本的な考え方

- ①水道事業の現状と課題を踏まえて、将来の見通しを立てます。
- ②施設の耐用年数を踏まえ主要な施設の維持更新の見通しを立てます。
- ③計画内容は、一定期間おいて検証し、改定を行います。
- ④本計画は、水道ビジョンとして住民に公開します。

6.1.4 経営戦略策定の流れ

今回の水道ビジョン策定に際して検討した水道事業の現状把握・分析と課題の抽出、将来予測の内容を踏まえて経営戦略を策定します。

6.2 経営比較

6.2.1 経営の健全性(現状分析)

1-1 経常収支比率

<説明>

総収支から特別損益を除き、企業の経常的な活動の収益性を判断するもので、100%未満の場合は健全経営とはいえません。

<算定式>

$$\text{経常収支比率(\%)} = \left[\frac{(\text{営業収益} + \text{営業外収益})}{(\text{営業費用} + \text{営業外費用})} \right] \times 100$$

<精華町及び類似団体などとの比較>

凡例：精華町水道事業はピンクの円柱

類似団体及び全国平均（いずれも上水道事業）はグリーンの円柱

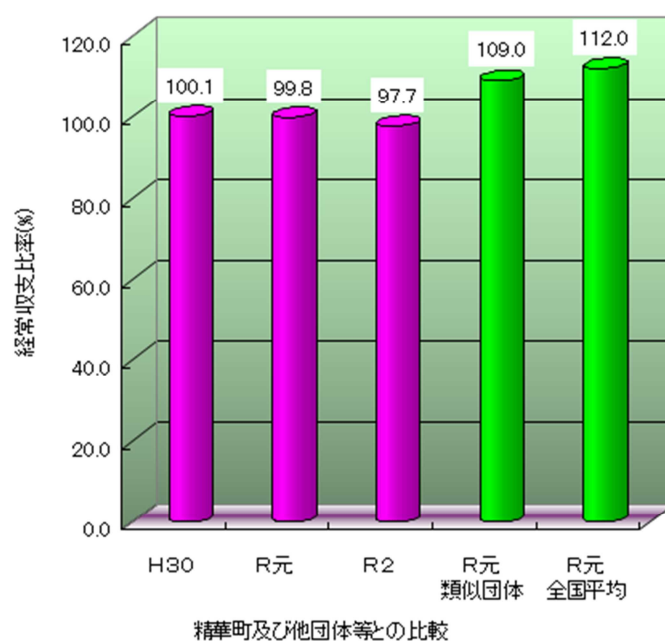


図 6-1 経常収支比率 (C102)

<評価>

本町の水道事業における経常収支比率は、総収支比率と同様、類似団体、全国平均と比較して 10%程度下回っていますが、概ね 100%を維持しており、今後も健全経営を推進するために引き続き経営努力が求められています。

1-2 給水原価

<説明>

給水原価は、有収水量 1m³ あたりについてどれだけの費用がかかっているかを表す指標です。

<算定式>

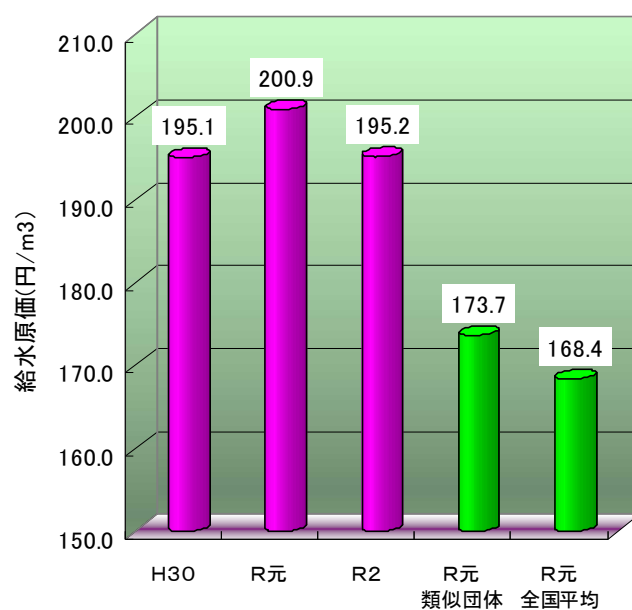
給水原価(円/m³) =

〔経常費用-(受託工事費+材料及び不用品売却原価+付帯事業費)] / 年間総有収水量

<精華町及び類似団体などとの比較>

凡例：精華町水道事業はピンクの円柱

類似団体及び全国平均（いずれも上水道事業）はグリーンの円柱



精華町及び他団体等との比較

図 6-2 給水原価 (C115)

<評価>

本町の水道事業における給水原価は、類似団体や全国平均より高い状況であり、今後、より効率的な水道事業運営を進める必要があります。類似団体や他市町より給水原価が高い理由は、受水費が高いことが一因です。今後は学研都市開発による水需要の増加並びに、府営水の供給料金の変更により、一定給水原価は抑えることができると思慮します。

1-3 供給単価

<説明>

供給単価は、有収水量 1m³ あたりの販売単価を示す指標です。

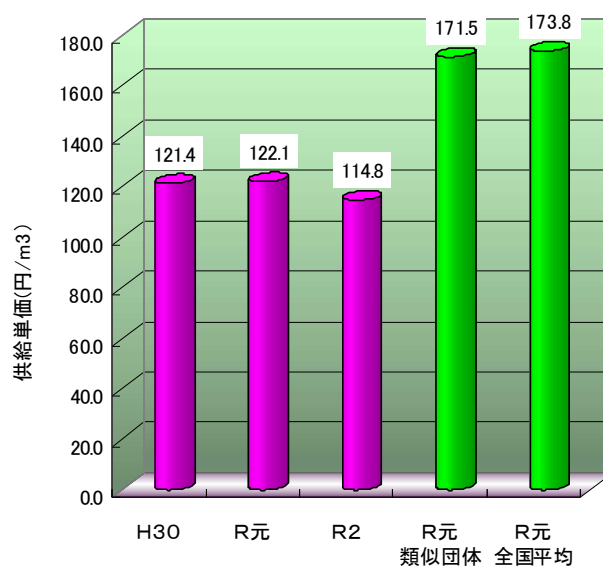
<算定式>

$$\text{供給単価 (円/m}^3\text{)} = \text{給水収益} / \text{年間総有収水量}$$

<精華町及び類似団体などとの比較>

凡例：精華町水道事業はピンクの円柱

類似団体及び全国平均（いずれも上水道事業）は緑色の円柱



精華町及び他団体等との比較

図 6-3 供給単価 (C114)

<評価>

本町の水道事業における供給単価は、類似団体や全国平均と比べて安い単価です。供給単価は、将来給水原価と同等にしていく検討が必要です。

1-4 料金回収率

<説明>

料金回収率は、供給単価と給水原価との関係を見るための指標で、100%を下回る場合、健全経営とはいえません。

<算定式>

$$\text{料金回収率(\%)} = (\text{供給単価} / \text{給水原価}) \times 100$$

<精華町及び類似団体などとの比較>

凡例：精華町水道事業はピンクの円柱

類似団体及び全国平均（いずれも上水道事業）はグリーンの円柱

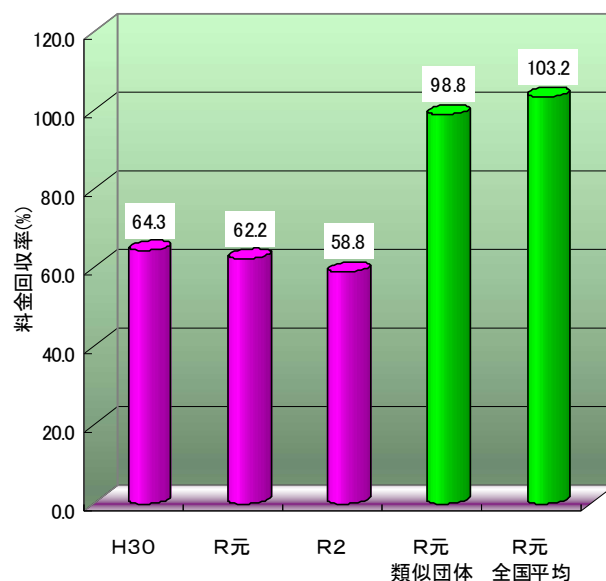


図 6-4 料金回収率 (C113) 精華町及び他団体等との比較

表 6-1 京都府内市町村の水道料金(口径 20 mm 20 m³)と料金回収率、給水原価

番号	市町村	料金回収率 (%)	順位	水道料金(円) ※口径20mm20m³	順位	給水原価	順位
①	京都市	108.56	5	2,740	10	153.18	6
②	宇治市	92.59	13	3,325	21	194.27	15
③	舞鶴市	106.80	6	2,790	11	136.98	2
④	綾部市	116.65	1	3,800	23	185.59	13
⑤	宇治市	95.54	12	2,706	9	164.37	9
⑥	宮津市	79.95	18	2,538	4	211.85	18
⑦	亀岡市	97.38	11	2,100	2	127.73	1
⑧	城陽市	114.70	3	2,700	8	144.62	4
⑨	向日市	116.22	2	2,815	13	172.41	10
⑩	長岡京市	101.08	7	3,020	17	196.76	16
⑪	八幡市	90.62	15	2,943	15	185.26	12
⑫	京田辺市	85.45	17	2,196	3	161.57	8
⑬	京丹波市	79.62	19	3,448	22	231.60	19
⑭	南丹市	98.29	10	2,960	16	186.28	14
⑮	木津川市	98.83	9	2,800	12	154.08	7
⑯	大山崎町	91.02	14	3,850	24	249.34	20
⑰	久御山町	86.93	16	2,850	14	182.00	11
⑱	井手町	110.06	4	2,541	5	144.38	3
⑲	宇治田原町	100.69	8	2,640	6	148.12	5
⑳	京丹波町	41.16	25	7,000	26	593.89	25
㉑	与野野町	67.04	20	3,197	18	270.95	21
㉒	常盤町	46.39	24	2,669	7	342.32	22
㉓	和束町	53.53	23	3,200	19	373.06	24
㉔	南山城村	28.01	26	4,160	25	903.52	26
㉕	伊賀町	65.59	21	3,250	20	359.45	23
㉖	精華町	60.74	22	2,029	1	200.94	17
	府内平均	85.90		3,087		245.17	
	国水陸<	92.72		3,045		199.83	

下記のグラフは、水道料金と料金回収率の分布を表したものです。

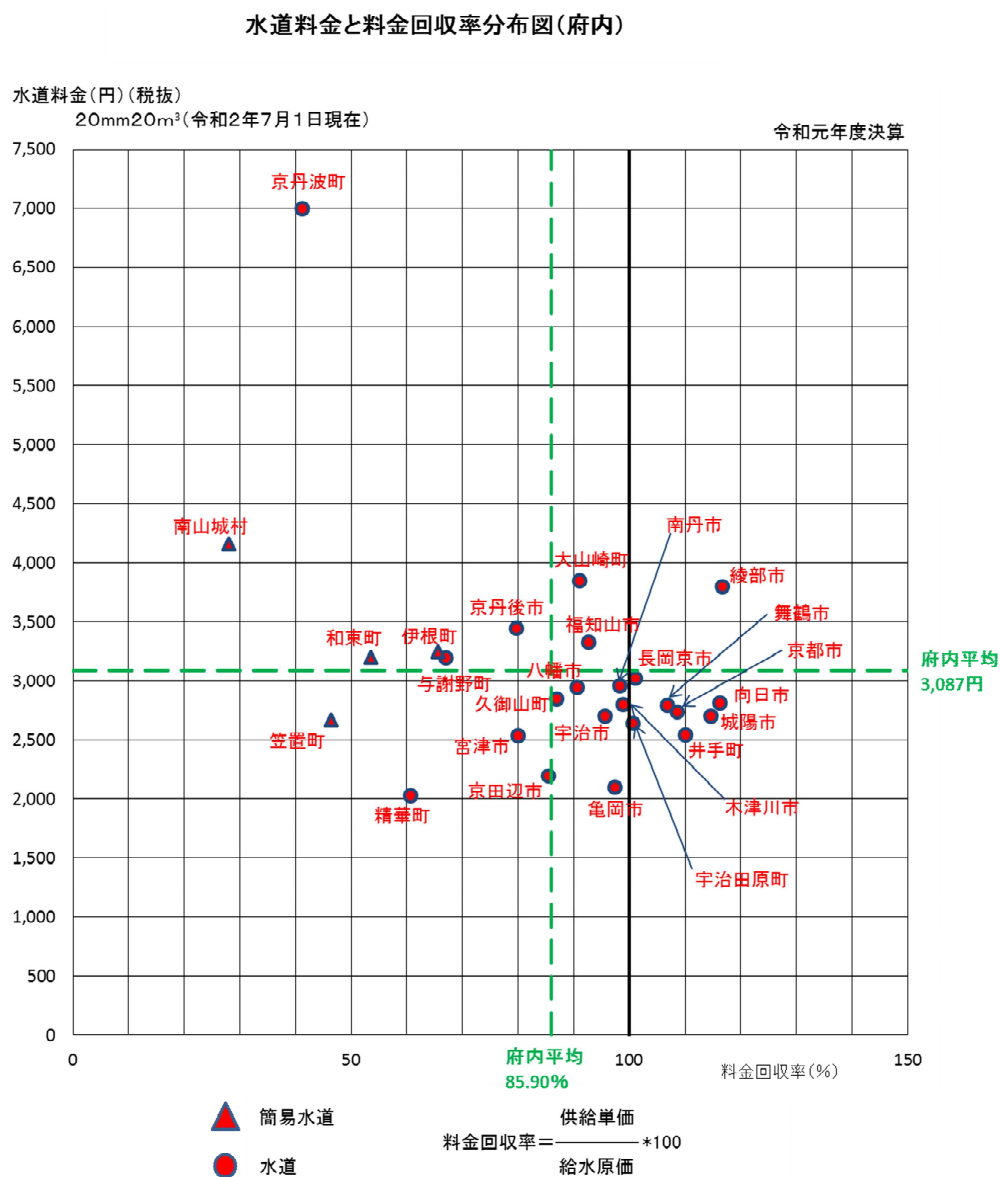


図 6-5 水道料金と料金回収率の分布

京都府内の水道料金や料金回収率を比較しますと、本町の水道事業における料金回収率は、類似団体、全国平均よりかなり低く、府内でも一番安価な料金で、料金回収率もかなり低いことがわかります。給水原価より供給単価が安いことは、水道経営の中での将来的な不安要素であると考えられます。水道事業の経営の安定のため、料金回収率を100%に近づけ、原価構造に見合った料金にする必要があります。

6.3 経営戦略に係る全体総括

6.3.1 経営戦略を立てるための考え方

1-1 給水人口、配水量などの推計

給水人口、年間総配水量を推計し、自己水、府営水の量の想定を行ったものを表6-2に示します。

表6-2 配水量・給水人口・自己水・府営水の将来推計

年度	1日平均 配水量 (m ³ /日)	1人1日平 均配水量 (L/人・ 日)	給水人口	年間 総配水量	自己水	府営水
H22	11,020	300	36,555	3,994,578	2,299,089	1,695,489
H23	10,834	294	36,702	3,945,442	2,167,705	1,777,737
H24	10,932	296	36,798	3,971,020	2,215,046	1,755,974
H25	10,878	292	37,149	3,947,403	2,169,090	1,778,313
H26	11,019	294	37,320	4,004,375	2,184,154	1,820,221
H27	10,924	292	37,352	3,980,012	2,052,368	1,927,644
H28	11,133	296	37,522	4,063,533	2,084,442	1,979,091
H29	11,111	297	37,352	4,055,450	2,064,309	1,991,141
H30	11,249	301	37,339	4,106,050	2,124,210	1,981,840
R元	11,035	297	37,163	4,038,734	1,977,516	2,061,218
R2	11,391	308	36,940	4,157,600	1,999,951	2,157,649
R3	10,886	296	36,763	3,972,000	1,872,000	2,100,000
R4	10,826	296	36,588	3,953,000	1,853,000	2,100,000
R5	10,767	296	36,410	3,934,000	1,834,000	2,100,000
R6	10,671	295	36,230	3,912,000	1,812,000	2,100,000
R7	10,594	295	35,970	3,874,000	1,774,000	2,100,000
R8	10,558	294	35,859	3,849,000	1,749,000	2,100,000
R9	10,507	295	35,669	3,841,000	1,741,000	2,100,000
R10	10,452	295	35,475	3,831,000	1,731,000	2,100,000
R11	10,360	294	35,277	3,786,000	1,686,000	2,100,000
R12	10,315	294	35,115	3,769,000	1,669,000	2,100,000
R13	10,258	294	34,870	3,742,000	1,642,000	2,100,000
R14	10,210	294	34,660	3,730,000	1,630,000	2,100,000

1-2 京都府営水道の供給料金等

京都府営水道の使用料金及び建設負担料金の主な改正を表6-3に示します。

表6-3 京都府営水道の改正表

(1)令和2年度から供給料金を次の通り改正		(単位:円/㎡、税抜)		
	建設負担料金		使用料金	
	改正前	改正後	改正前	改正後
木津系(精華町・木津川市・京田辺市)	66	55	20	28
乙訓系(向日市・長岡京市・大山崎町)				
宇治系(宇治市・城陽市・八幡市・久御山町)	44			
(2)ただし、令和2、3年度に限り建設負担金については、次の通り経過措置を実施する。				
	～R1	R2	R3	R4～
木津系・乙訓系	66	57	57	55
宇治系	44	44	50	

1-3 管更新

支線管路については、公共下水道整備と併せて整備済みであり、基幹管路は耐震化も含めて優先順位を考慮し逐次整備を検討していきます。

1-4 建築物などの更新

今回の経営戦略期間の10年間では、京阪下泊開発整備関連の施設の新設、東畑高区配水池、旭第1配水池の改築を行っていくことを考えています。

1-5 広域化・共同化の推進

経費の抑制や安心・安全な給水体制を確保するため、業務の共同化などの広域連携や広域化のメリット・デメリットを踏まえ、京都府や関連市町との連携を検討していきます。

官民連携に伴うPFIやコンセッション方式は、現在の本町の状況において、事業全体をPFIやコンセッション方式で運営することにメリットを見出せないことから、現段階では導入の方向での検討には至りません。

6.3.2 経営に関する推計

1-1 今後の経営に関する推計

① 現状の料金のままで今後10年間の投資財政計画の推計を行ったものを表6-4に示します。

令和10年度には、基金はなくなり、令和13年度には経常収支比率(基金を繰り入れない場合)は75.79%、料金回収率は55.87%となります。

現状の料金のままでは、水道事業経営は継続できません。

表6-4 現状の料金での投資財政計画

		投資・財政計画(収支計画)													
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
収入	1. 営業収益(A)	517,707	521,049	501,838	513,400	509,800	507,800	503,800	501,700	497,500	495,800	494,100	491,300	488,100	484,800
	(1) 水道料金収入	475,074	478,517	458,208	471,300	467,700	465,800	461,700	459,600	455,400	454,500	452,000	449,200	446,000	442,800
	(2) 受託工事収入	295	107	235	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
	(3) その他営業収益	42,335	42,425	43,413	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000	42,000
	2. 営業外収益(B)	494,014	511,415	501,883	513,440	515,000	517,000	521,000	526,000	531,000	535,000	539,000	543,000	549,000	555,000
	(1) 長期前受金戻入益	247,739	246,831	248,578	248,440	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000	247,000
	(2) その他	55,450	55,455	73,437	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000
	(3) 基金繰入金	189,815	209,098	179,870	209,000	212,000	214,000	218,000	223,000	228,000	232,000	236,000	242,000	248,000	252,000
	3. 特別利益(C)	220,072	40,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(1) 過年度繰上修正益	220,072	40,143	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入計(D)=(A)+(B)		1,011,721	1,032,464	1,003,721	1,026,840	1,024,800	1,024,800	1,024,800	1,027,700	1,028,500	1,031,800	1,033,100	1,035,300	1,037,100	1,039,800
支出	1. 営業費用(E)	1,005,910	1,031,150	1,024,440	1,021,654	1,019,000	1,019,600	1,019,000	1,019,000	1,019,000	1,019,600	1,019,000	1,019,000	1,019,000	1,019,600
	(1) 減価償却費	114,107	113,870	118,883	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000	118,000
	(2) 労務費	304,827	305,840	287,113	283,500	275,000	275,200	275,800	275,800	275,800	275,800	275,800	275,800	275,800	275,800
	(3) 燃料費	83,836	71,247	73,417	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
	(4) 修繕費	2,845	3,052	8,187	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400	3,400
	(5) 動力費	55,819	54,817	53,834	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500	57,500
	(6) 経理報酬費	427,676	433,456	433,091	437,754	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000	443,000
	(7) その他	36,897	48,468	49,135	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500	48,500
	2. 営業外費用(F)	4,280	3,305	3,112	3,000	3,000	3,000	3,000	7,143	9,280	11,435	13,580	15,725	17,870	20,015
	(1) 支払利息	3,795	3,055	2,875	4,000	4,000	4,000	4,000	5,143	8,280	10,435	12,580	14,725	16,870	19,015
	(2) その他	484	450	437	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
支出計(H)=(E)+(F)		1,010,190	1,034,455	1,027,552	1,024,654	1,024,000	1,024,600	1,024,000	1,026,143	1,028,280	1,031,035	1,032,580	1,034,725	1,036,870	1,039,615
繰上修正益(D)-(H)		331	-2,192	-24,013	186	800	0	800	1,555	210	565	320	1,375	230	285
特別損失(J)=(G)-(I)		-189,890	-15,625	-4,335	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
当年度純利益(又は純損失)(D)-(H)		331	-2,192	-24,013	186	800	0	800	1,555	210	565	320	1,375	230	285
収支	1. 企業債	0	0	0	0	0	0	429,000	429,000	429,000	429,000	429,000	429,000	429,000	429,000
	2. その他	129,073	187,537	283,377	322,154	717,039	717,119	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200	97,200
	収入計(A)	129,073	187,537	283,377	322,154	717,039	717,119	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200	526,200
	1. 建設費	157,185	85,560	121,787	419,332	640,000	640,000	449,000	449,000	449,000	449,000	449,000	449,000	449,000	449,000
	2. 企業債償還金	5,282	3,267	3,707	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17,180	34,320
	3. その他	31,745	31,828	31,885	31,816	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000	35,000
	支出計(B)	214,215	145,673	177,399	471,148	695,000	695,000	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	505,000	522,160	539,320
	資本的収支の不均衡(A)-(B)	-85,143	41,864	85,978	-149,154	21,039	21,119	21,200	21,280	21,381	-19,000	-19,000	-19,000	-35,150	-33,320
	基金残高(千円)	2,085,481	1,801,831	1,758,871	1,400,707	1,209,748	1,018,885	820,085	618,345	411,708	180,708	-94,294	-353,294	-837,434	-942,774
	経常収支比率(%)	100.05%	99.79%	97.88%	100.02%	100.08%	100.08%	100.08%	100.15%	100.02%	100.05%	100.05%	100.15%	100.02%	100.03%
	経常収支比率(%) (基金を繰り入れない)	81.28%	79.59%	80.18%	79.65%	79.38%	79.11%	78.79%	78.42%	77.85%	77.55%	77.19%	76.78%	76.30%	75.79%
	料金回収率(%)	82.23%	80.74%	80.82%	80.57%	80.21%	80.87%	80.43%	80.99%	80.30%	80.97%	80.84%	80.03%	80.47%	80.87%

1-2 今後の経営に関する指標の比較

① 基金残高

料金改定なし（現状の料金）、令和5年度に1回料金改定、令和5年度と令和10年度に2回料金改定をした場合の基金残高を比較したものを図6-6、表6-5に示します。

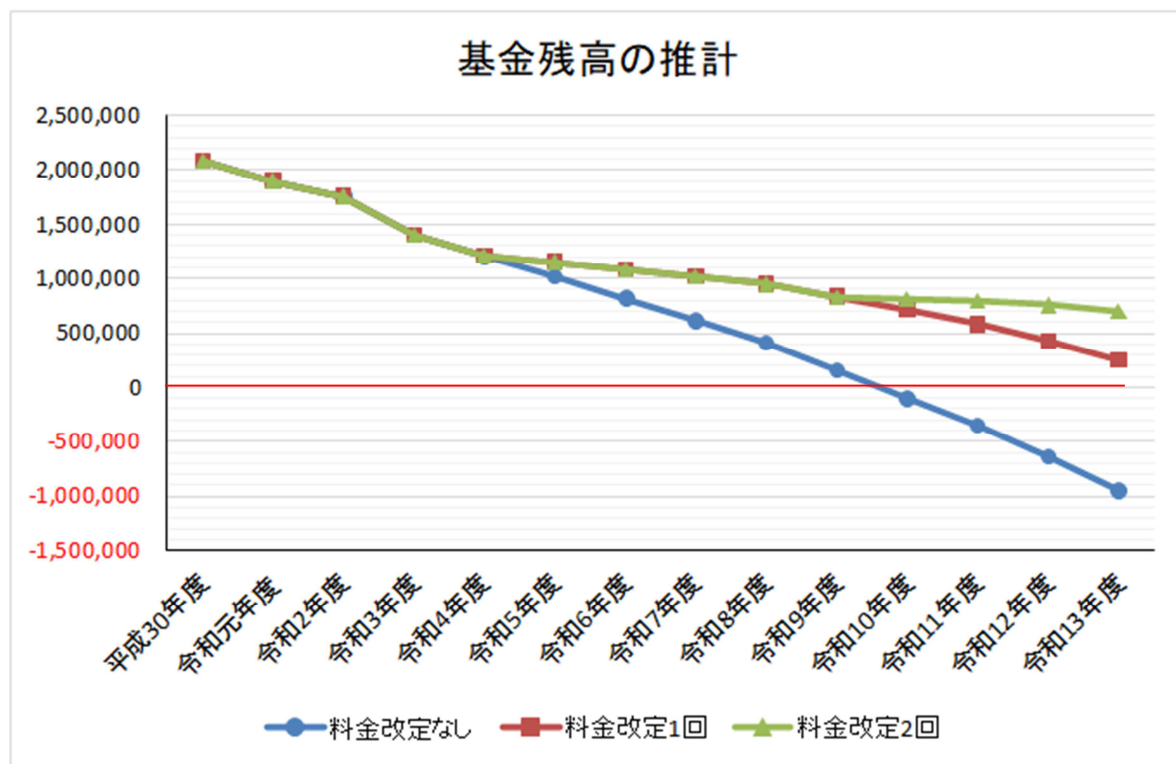


図6-6 基金残高の比較

表6-5 基金残高の比較表

基金残高(千円)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
料金改定なし	2,085,461	1,901,931	1,758,871	1,400,707	1,209,746	1,016,865	820,065	618,345	411,706	160,706	-94,294	-355,294	-637,454	-942,774
料金改定1回	2,085,461	1,901,931	1,758,871	1,400,707	1,209,746	1,153,865	1,088,065	1,022,345	949,706	832,706	711,706	583,706	432,546	258,226
料金改定2回	2,085,461	1,901,931	1,758,871	1,400,707	1,209,746	1,153,865	1,088,065	1,022,345	949,706	832,706	813,706	794,706	758,546	700,226

全国的に見て、これだけの基金を有し水道事業を営む公営企業は、まれな存在であります。しかしこれは、一般的な起債等の借り入れによる施設整備手法ではなく、開発協力金等による施設整備手法によるものであり、現在の基金に頼った経営で基金が枯渇することになれば、今後の拡張整備事業や受水費への一部充当などに支障が出るばかりか、大規模修繕や災害時の対応にも支障が出るものと考えます。

令和13年度までの基金残高の推移を見ると、現在のままの水道料金では令和10年度には基金はマイナスとなり枯渇することとなります。

令和5年度に料金改定をすることで、令和13年度末の基金残高が約2.5億円となり、2回改定する場合は約7億円の基金残高となり、今後も拡張事業や受水費への一部充当を行っていきますが、災害時等の緊急対応や施設の故障対応としても基金を使用できることとなります。

② 経常収支比率(基金を入れない)

料金改定なし（現状の料金）、令和5年度に1回料金改定、令和5年度と令和10年度に2回料金改定をした場合の経常収支比率を比較したものを図6-7、表6-6に示します。

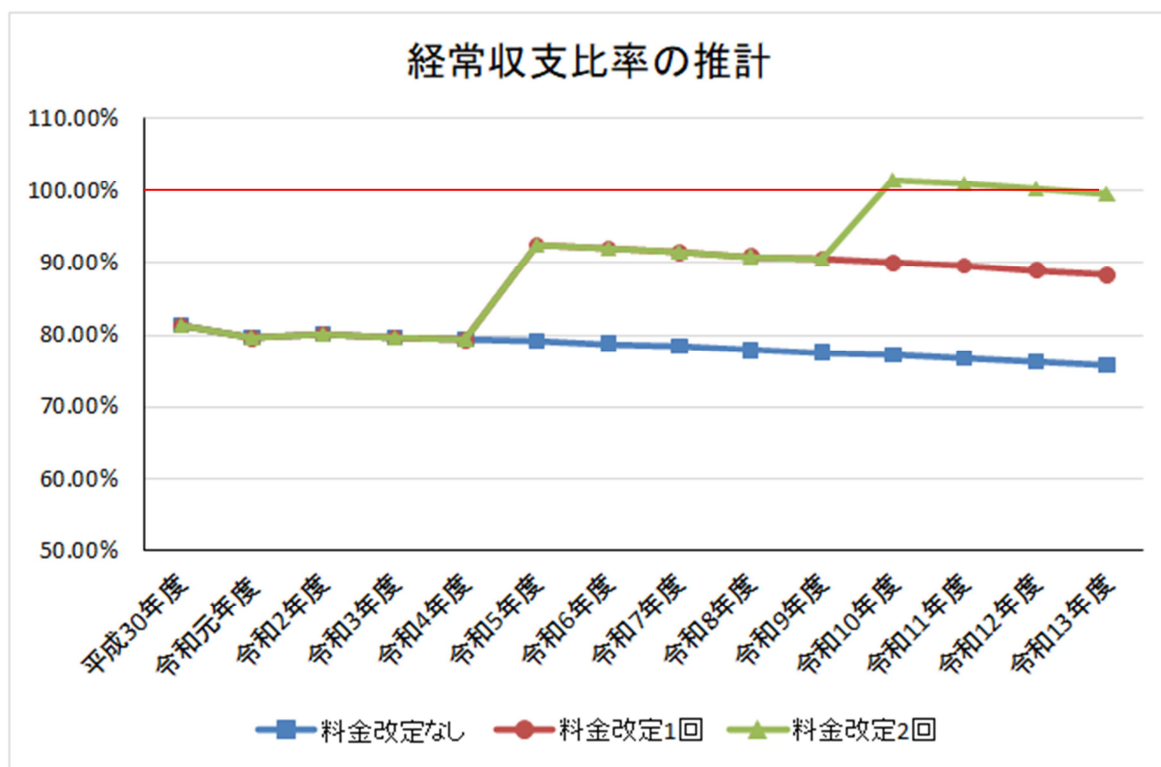


図6-7 経常収支比率の比較

表6-6 経常収支比率の比較

経常収支比率(%)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
料金改定なし	81.28%	79.59%	80.18%	79.66%	79.38%	79.11%	78.79%	78.42%	77.85%	77.55%	77.19%	76.76%	76.30%	75.79%
料金改定1回	81.28%	79.59%	80.18%	79.66%	79.38%	92.52%	92.10%	91.63%	90.92%	90.56%	90.11%	89.57%	88.99%	88.35%
料金改定2回	81.28%	79.59%	80.18%	79.66%	79.38%	92.52%	92.10%	91.63%	90.92%	90.56%	101.60%	100.96%	100.27%	99.53%

経常収支比率は、当該年度において給水収益などの収益で維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標で、100%未満の場合単年度の収支が赤字であることを示しているため、経営改善に向けた取り組みが必要です。

なお、単年度の純粋な経常収支比率を比較するため、基金を繰り入れない経常収支比率としています。過年度で報告されている経常収支比率は、赤字補填のため基金等を繰り入れた後の経常収支比率となっています。

現状の料金で行くと令和13年度の経常収支比率は、75.79%となり、令和5年度一回のみの改定でも、令和13年度の経常収支比率は、88.35%であり、料金改定を2回行くと、令和10年度には101.60%と100%を上回りますが、令和13年度には再び100%を切るようになります。

③ 料金回収率

料金改定なし（現状の料金）、令和5年度に1回料金改定、令和5年度と令和10年度に2回料金改定をした場合の料金回収率を比較したものを図6-8、表6-7に示します。

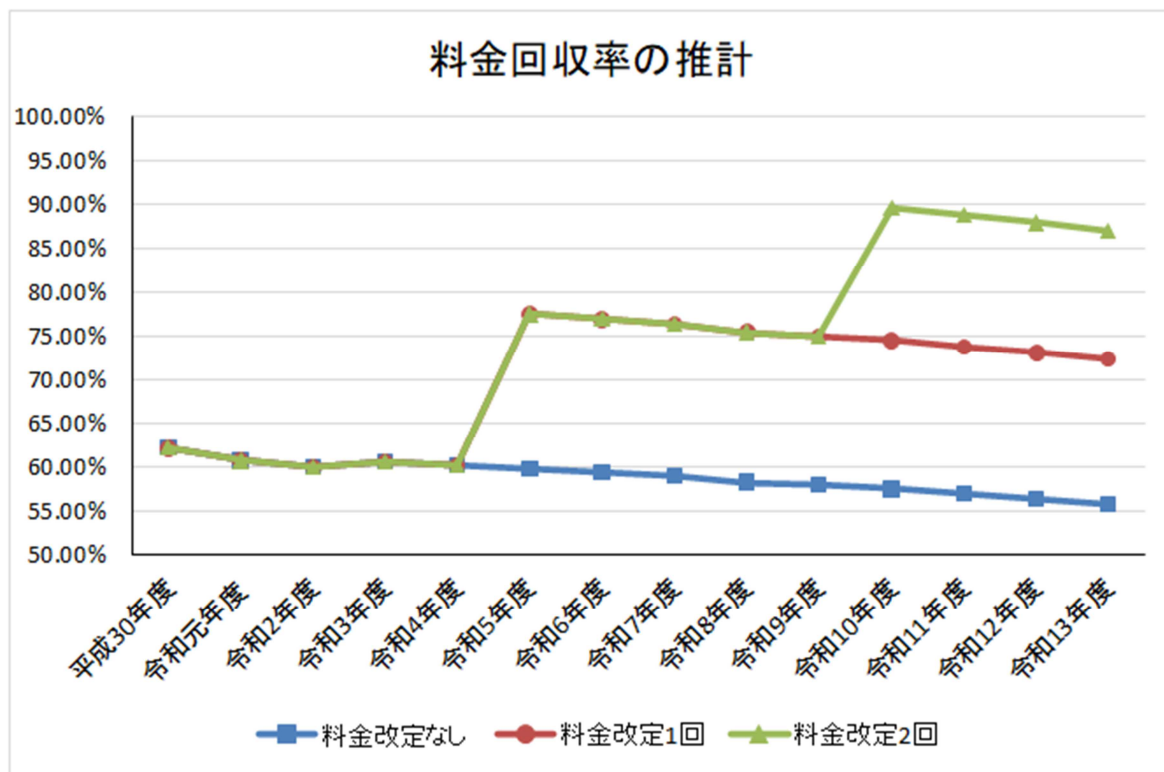


図6-8 料金回収率

表6-7 料金回収率

料金回収率(%)	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
料金改定なし	62.23%	60.74%	59.98%	60.57%	60.21%	59.87%	59.43%	58.99%	58.30%	57.97%	57.54%	57.03%	56.47%	55.87%
料金改定1回	62.23%	60.74%	59.98%	60.57%	60.21%	77.54%	76.97%	76.40%	75.50%	75.08%	74.52%	73.86%	73.13%	72.36%
料金改定2回	62.23%	60.74%	59.98%	60.57%	60.21%	77.54%	76.97%	76.40%	75.50%	75.08%	89.62%	88.81%	87.94%	87.01%

料金回収率は、給水にかかる費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準等を評価することが可能であり、100%を下回っている場合、給水にかかる費用が給水収益以外の収入で賄われていることになり、適切な料金収入の確保が必要となります。

令和13年度までの料金回収率の推移を見ると、現行のままの水道料金では令和13年度末の料金回収率は55.87%となり、好ましい状態とは言えません。料金を2回改定することによって、令和13年度には87.01%となる予測で府内11位となります。

1-3 経営努力

- ①1か月検針を隔月検針にすることにより、検針委託費用の削減を図ります。ただし、使用者の負担を考慮して、2か月分の料金を分割して、今まで通り1か月料金として毎月徴収を行います。既に京都府内において、4市町において隔月検針、毎月徴収をされています。
- ②建物の安全確認や耐震診断などを行う中で、耐用年数なども考慮し、アセットマネジメントを作成し、積極的に耐震化、改築などを行っています。
- ③令和2年度より府営水道の建設負担料金が変更され、受水費が削減されました。
- ④平成29年12月より水道施設の高圧電力を法人特約とすることにより、電力料金の削減を図っています。
- ⑤検針時に通知を行う「ご使用水量などのお知らせ」に広告を掲載し、広告収入による増収を図ります。

6.3.3 経営に関するまとめ

本町水道事業の経営状況について、令和13年度までを推計した結果、

- ・本町の水道事業全般では、給水人口の減少、節水意識の定着などにより有収水量が減少すると推計しており、今後益々料金収入の減少が予測されます。
- ・基金残高については、現行の料金のままではいずれ基金は枯渇することとなり、拡張事業、受水費への一部充当や大規模災害時の対応等に支障が出てくることが予測されます。
- ・経常収支比率については、100%を遥かに下回る状況であり、早急に収支改善を行う必要があります。
- ・料金回収率については、現在においても非常に厳しい状況であり、京都府内においても簡易水道事業や簡易水道事業との統合間もない町を除くと本町が一番低い状況であり、料金改定なしではさらに悪化することが予測されます。

《総括》

上記のことを総合判断すると、毎年の赤字に対して基金の繰入れを続けると基金が枯渇し、繰り入れもできない状況となり、災害時の緊急対応にも支障が出てくることから、上下水道事業審議会の答申にもあるように早期に料金改定を行い、安定した水道事業が展開できるようにすることが重要であると考えられます。

料金改定については、使用者の負担軽減、激変緩和のため、2回程度に分けて料金改定することが望ましいと考えられます。

また、経営努力として様々な内容を実施し、収入増加、歳出削減を行う必要があります。

料金改定を早期に行う必要がありますが、コロナ禍での経済情勢も考慮した中で料金改定の時期を慎重に検討する必要があります。

精華町水道ビジョン

～人を育み 未来につなぐ精華町の水～

発行日 令和 年 月

発 行  精華町役場 上下水道部

〒619-0241

京都府相楽郡精華町大字祝園小字門田14番地1

Tel 0774-95-1912(代表)

Fax 0774-93-1243